

第28回 宮城県・仙台市障害者卓球大会 実施要項

兼 第25回全国障害者スポーツ大会選考会

1 目的

大会への出場を通じて卓球競技における技術力の向上を図り、体力の維持増進と協調精神を養い、明るい生活の形成に寄与するとともに、県民・市民との交流により、障害者に対する深い理解と関心の高揚を期し、もって社会参加促進に資することを目的とする。

2 主催

宮城県 / 仙台市

一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会 / 一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会

3 共催

社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会 / 社会福祉法人仙台市障害者福祉協会

一般社団法人宮城県知的障害者福祉協会 / 一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会

仙台市知的障害者関係団体連絡協議会 / みやぎ精神障害者スポーツ推進協議会

NPO 法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会

4 主管

宮城県卓球協会 / 宮城県障害者卓球協会

5 協力(予定)

公益社団法人宮城県柔道整復師会 / 手話サークル竹の子

東北福祉大学 / 宮城県障害者スポーツ指導者協議会 / 仙台市障害者スポーツ指導者協議会

6 大会期日・会場

| 競技名 | 日時 | 会場 |
|-------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 卓球 | 2026年5月31日(日) 午前9時～午後4時 (受付:午前8時30分～9時) | 仙台市宮城野体育館 仙台市宮城野区新田東4-1-1 TEL:022-231-1221 |
| サウンドテーブルテニス | 2026年5月17日(日) 午後1時30分～午後5時 (受付:午後1時～1時15分) | 仙台市宮城野体育館 仙台市宮城野区新田東4-1-1 TEL:022-231-1221 |

7 競技規則

「全国障害者スポーツ大会 卓球競技規則」の他、本大会要項及び申し合わせ事項による。

8 競技種目

男子シングルス、女子シングルス

9 競技方法

1) 競技種目は、卓球とサウンドテーブルテニスとし、5ゲームマッチ(1ゲームは11点)で行う。

2) 各種目の試合は、リーグ戦方式で行う。リーグ戦の組み合わせは、1組あたり4名以内とする。

3) 卓球は、身体・知的・精神障害者の部門ごとにリーグ戦を行う。また、各部門のリーグ戦後、各リーグ上位1位の選手による決勝トーナメントを実施する。ただし、出場選手数によって、決勝トーナメントを実施しない場合もある。

4) サウンドテーブルテニスは、リーグ戦を行い、リーグ戦上位者による決勝トーナメントを行う。

1.0 出場資格

- 1) 宮城県内に現住所を有する2026年4月1日現在満12歳以上の者で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。もしくはその取得の対象に準ずる障害のある者、及び大会主催者が認めた者。ただし、申込時に施設や学校等に入所及び通所並びに通学する者は、その所在地から参加できるものとする。
- 2) 大会出場に際して、特に健康上問題のない者。
- 3) 他の選考会（陸上・水泳・フライングディスク・アーチェリー・ボウリング・ボッチャ・団体競技北海道・東北ブロック予選）にエントリーした者は、本大会へ出場できない。

1.1 表彰

- 1) 卓球は、リーグ戦の各組の1位から3位までに入賞したものにメダルを授与する。ただし、当日出場する選手が3名以内のときは、1位の者にのみメダルを授与する。
- 2) サウンドテーブルテニスは、決勝トーナメントの1位から3位までに入賞した者にメダルを授与する。

1.2 申し込み方法

出場希望者は、出場申込票に種目・区分（別記障害区分表を参照のこと）等の必要事項を記入の上、下記申込先へ、2026年4月17日（金）までに申し込み込むこと。（厳守）※郵送の場合、当日消印有効
なお、申し込み締切り以降の出場受付は一切行わないので注意すること。

< 申し込み先 >

【 第28回 宮城県・仙台市障害者卓球大会事務局 】

一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会 〒983-0039 仙台市宮城野区新田東4-1-1

TEL：022-236-8690

FAX：022-236-8691

e-mail：info@sendai-dsa.jp

1.3 組み合わせ・競技日程

競技の組み合わせは、主催者において行う。

また、競技の組み合わせ等の情報は一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会公式HPへ掲載する。

1.4 番号布（ゼッケン）

番号布（ゼッケン）は、主催者が用意・配布するものを使用する。

1.5 健康・安全管理

- 1) 出場選手の健康・安全管理については、事前に医師の診断を受けるなど各自において十分留意すること。
- 2) 主催者においては、大会時の傷害保険の加入と応急処置を行う以外については、一切責任を負わない。なお、競技中の負傷に対する補償は、大会において加入する保険の適用範囲内とする。普段の練習の事も含めて考えて不足と思われる際は、各自において別途加入すること。

1.6 個人情報の取り扱い

取得した個人情報は、参加受付・プログラム作成等の本大会の運営、成績の報道発表・公式ホームページ等への掲載、大会主催者からの資料送付・情報提供に使用する。また、大会出場中における映像・写真・記事・記録等への掲載権は主催者に属する。

1.7 その他

- 1) 練習に使用する用具（ラケット・ボール・ウォーミングアップで使用する用具等）については各自で用意すること。

- 2) 事前に体温を測定するなど、健康管理に努めること。体調がすぐれない者の会場への入場はできない。
- 3) こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行うこと。
- 4) 大会開催前又は開催中に政府および宮城県等から各種要請が発出された場合は、主催及び関係者で協議の上、大会日程の変更又は中止等を決定する。
- 5) 荒天や不測の事態により、競技内容を変更する場合がある。

1.8 全国障害者スポーツ大会派遣選手の選考及び派遣について

- 1) 本大会に出場した選手の記録は、下記全国大会の宮城県および仙台市代表選手団の派遣候補選手選考の参考記録となり、別途6月半ば頃に開催される選考委員会において、全国大会主催者（青森県）により指定された出場競技・選手数に基づき、障害、性別、年齢、出場経験等を考慮して最終決定される。ただし、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱により、2026年4月1日現在、満13歳以上の選手が選考対象となる。

< 第25回全国障害者スポーツ大会 選手団派遣日程 >

| 競 技 | 派遣日程 |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| 陸上競技・水泳 | 2026年10月21日～26日（本大会10月23日～25日） |
| 卓球・STT・フライングディスク ボウリング・アーチェリー・ボッチャ | 2026年10月22日～27日（本大会10月24日～26日） |

※開催地 青森県

- 2) 全国大会への派遣は、仙台市内に居住する者は仙台市から、仙台市以外の市町村に居住する者は、宮城県から派遣される。ただし、申込時に施設や学校等に入所及び通所並びに通学する者は、その所在地から参加できるものとする。

※ 選手選考・派遣に関する問合せ先

- 宮城県選手団 身体・精神障害の部：宮城県障害者社会参加推進センター
知的障害の部：一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会
- 仙台市選手団 身体・知的・精神障害の部：一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会

| | | | 区分 番号 | 障害区分 | 卓球 | STT |
|--------------------------|---|--------------------------------|----------|-----------------------------------|----|-----|
| 肢体不自由 | 1 | 上肢障害 | 1 | 片上肢障害 | ◎ | |
| | | | 2 | 両上肢障害 | ◎ | |
| | | 下肢障害 | 3 | 片下腿切断または，片下肢不完全 | ◎ | |
| | | | 4 | 片大腿切断または，両下腿切断 片下肢完全または，両下肢不完全 | ◎ | |
| | | | 5 | 片下腿および片大腿切断 両大腿切断または，両下肢完全 | ◎ | |
| | | 体幹 | 6 | 体幹 | ◎ | |
| | 2 | 脳原性麻痺以外で 車いす常用，使用 | 7 | 第8頸髄まで残存 ※1 | ◎ | |
| | | | 8 | 座位バランスなし | ◎ | |
| | | | 9 | その他車いす | ◎ | |
| | 3 | 脳原性麻痺 (脳性麻痺，脳血管疾患， 脳外傷等) | 10 | 車いす使用 | ◎ | |
| | | | 11 | 杖または，松葉杖使用 | ◎ | |
| | | | 12 | 上肢に不随意運動あり | ◎ | |
| | | | 13 | 上肢に不随意運動なし | ◎ | |
| | | | 14 | 片側障害 | ◎ | |
| 視覚障害 ※2 | | | 15 | アイマスクまたは，アイシェードあり※3 | | ◎ |
| | | | 16 | アイマスクまたは，アイシェードなし | ◎ | |
| 聴覚・平衡機能障害，音声・言語・そしゃく機能障害 | | | 17 | 聴覚障害 | ◎ | |
| 知的障害 | | | 18 | 知的障害 | ◎ | |
| 精神障害 | | | 19 | 精神障害 | ● | |

※1 「第8頸髄残存」には，「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず，アイマスクまたは，アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は，各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。